

相続手続き

～ 墓地の管理 と遺言書 ～

被相続人 A さんの甥にあたる D さんは、生前に A さんの身の回りの面倒などをみていました。A さんは 3 人兄弟の二男ですが、長男は既に亡くなっており、その長男の子供が D さんです。また、三男は存命ですが、A さんと三男は連絡を取ることはほとんどなかったそうです。色々面倒を見てくれた D さんに恩を感じた A さんは、「私の全ての財産は甥の D さんに遺贈する」という旨の遺言書を残し、天国に旅立っていきました。

残された遺言書では、全ての財産を甥の D さんに遺贈するという内容でしたので、三男の叔父には相続する財産がありません。それに腹を立てた叔父は、D さんと一切の連絡をしなくなりました。連絡が取れないのは残念でしたが、相続の手続きに関しては、公正証書の遺言書を使用すれば問題なくできると思っていましたので、その時は特に問題視していませんでした。

遺言書で墓地の管理手続きを行おうとする時のことです。市の方から、D さんと相続人の叔父との連名でなければ受付ができないと言われたのです。叔父とは連絡が取れない旨を伝えましたが、受け入れてもらえません。市の方は「遺言書の『全ての財産』に墓地の管理名義は含まれない。『財産』でなく『許可の権利』だから」と言われたのです。このことを伝えようと D さ

んが電話をしても叔父は決して電話に出ようとしませんでした。手紙も送りましたが、返信はありません。このような経緯もあり、墓地の管理手続きを行うことができませんでした。

被相続人が亡き後に、遺贈する相続人が一人で墓地の名義を変更できるようにするには、墓地の管理ナンバーを遺言書の中に明記する必要があります。D さんの「遺言書を作成するときこのことを知っていればよかったのですが…。でも他の手続きはやはり遺言書があったおかげで、助かりました。」とおっしゃっていた笑顔がとても印象的でした。

(全国の相続手続支援センター相談事例集Ⅲより)



●お問合せ先
相続手続支援センター神奈川
フリーダイヤル 0120-978-640